

平成 16 年に発生した全国各地での一連の豪雨災害で明らかとなった課題を踏まえ、地域の水災防止力の向上を図るため水防法の一部を改正することとなり、平成 17 年 7 月 1 日より施行されました。この水防法改正により、的確な判断・行動を実現するための防災情報の充実を図るため、浸水想定区域の指定と公表を行う河川を、洪水予報河川のみならず、特別警戒水位（洪水による災害の発生を特に警戒する水位で、住民の避難等を行う目安となる水位）を設定し、その水位に達したときはその旨を市町村長等関係者に通知するとともに一般に周知する河川（水位情報周知河川）にも拡大しました。それに伴い、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、洪水ハザードマップ等を用いて洪水予報等の伝達方法や避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等について、住民に周知することが義務化され、作成対象市町村が現在の約 2 倍にあたる 1,800 市町村ほどに拡大される見込です。**（平成 17 年 9 月 30 日現在で、洪水ハザードマップを作成している市町村は 434 市町村）**

このため、洪水ハザードマップの作成と普及が円滑に進むよう、具体的な技術的参考資料として「洪水ハザードマップ作成の手引き」をとりまとめました。

本手引きの内容

■作成編（第 1 編、第 2 編）の内容 【平成 17 年 6 月作成】

- 洪水ハザードマップの記載項目を「共通項目」と「地域項目」に分類
- 避難場所の記載についての考え方を整理
- その他、河川のはん濫特性や災害学習情報などを記載するにあたっての着眼点を整理するとともに参考となる事例を掲載

■普及編（第 3 編）の内容 【今回新たに追加作成】

- 洪水ハザードマップ普及のポイント
 1. 目標を明確にし、実施時期や対象者などについて検討を行い、戦略的に以下の 3 つの方法を組合わせて継続的に実施
 - （1）洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布
 - （2）住民が洪水ハザードマップの提供を受けられる状態の確立
 - （3）住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取組み
 2. 自治体内部組織での普及
 - ・自治体職員全員が防災担当者であるとの意識を持つ
 - ・各組織への洪水ハザードマップの配布と説明会の開催
 - ・洪水ハザードマップの情報の日常業務での活用
- 各種取組みの実施について配慮事項を整理するとともに参考となる事例を掲載